

## 本川の郷土料理レシピ集、完成しました

先月号でもお伝えした、「伝えたいふるさとの味 いの町本川の四季のレシピ集」が完成しました。これは、いの町地域雇用創造協議会が本川あけぼの会の皆様のご協力のもと取り組んできた、本川地域の郷土料理レシピ化の集大成。季節ごとの地域の食材をいかした料理を43品紹介しています。

なかには今ではほとんど食されることがなくなってしまった料理もあり、あけぼの会の皆さんの記憶を頼りに作ったことも。また、貴重な食材の入手のために奔走したこともありました。

どのレシピも自信作です。このレシピ集を単なる記録冊子にとどめず、町の観光や商業などに活用していただければと考えています。ふるさとの味が絶えることなく未来に伝わっていくことを願います。ご覧になりたい方は協議会までお越しください。(今後は、図書館などにも置かせていただく予定です。)



### 申込・問い合わせ

いの町地域雇用創造協議会(会長 いの町長)  
 〒781-2110 いの町3597 伊野公民館2階  
 ☎ 897-2211 ☎ 897-2210 HP:http://www.inokoyo.jp/  
 ✉ e-mail:inokoyo@shore.ocn.ne.jp  
 電話かFAX又はメールでお問い合わせください。お気軽にどうぞ。



## いの警察署からのお知らせ



いの警察署 ☎ 893-1234

### 不法就労防止にご協力を

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。平成24年7月からは、日本に中長期間在留する外国人を対象とした「新しい在留管理制度」が導入され、外国人を雇用する際の確認方法がこれまでと変わるとともに、不法就労助長罪も見直されました。

#### ■ 不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- 1 不法滞在者が働くケース  
例 密入国した人やオーバーステイの人が働く
- 2 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース  
例 観光や知人訪問の目的で入国した人が働く  
留学生が許可を受けずにアルバイトをする
- 3 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース  
例 外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場単純労働者として働く

### 外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!!

#### 高知県警察 就職ガイダンス開催

- 日時 5月4日(土) 13:30~14:30
- 場所 いの警察署
- 警察官を目指している方、警察の仕事に興味のある方、そのご父兄などどなたでもお気軽にご参加ください。試験面接官も質問にお答えします。

#### 平成25年度警察官A 採用試験について

- 申込受付期間  
4月15日(月) ~ 5月23日(木)
- 採用予定人員  
男性 42名 女性 5名

詳細につきましては、いの警察署(☎ 893-1234) 担当:岡崎までお問い合わせください。